

避難所における良好な生活環境に関する検討会（第 2 回）

～平成 23 年台風 12 号災害における避難所運営の実態
及び今後の課題について～

奈良県十津川村

村長 更谷慈禧

1. 十津川村の被害状況

【人的被害】

死者	7人
行方不明者	6人
負傷者	3人

【建物被害】

全壊	18棟
半壊	30棟
床下浸水	14棟

【避難の状況】（平成 24 年 11 月 7 日現在）

避難指示	2地区	4世帯	5人
自主避難	7地区	7世帯	17人
仮設住宅入居者		26世帯	57人

【山地災害】

山地崩壊箇所 75カ所 261.4ヘクタール

【避難者】

避難者（最大） 94世帯 170人
避難所（最大） 22カ所（うち住民宅 4カ所）
なお、上記以外に重里地区の住民の多くは個人宅に避難

【避難勧告・避難指示の発令状況】

平成 23 年 9 月 4 日 9 時 12 分

避難勧告（最大） 十津川村内の 8 割に発令

平成 23 年 9 月 8 日 17 時 12 分

避難指示（最大） 7地区 266世帯 504人

【孤立集落】

（最大） 10大字 103世帯 195人（平成 23 年 9 月 7 日 17 時 30 分）

2. 避難所運営の実態

- 避難所の設営を経験したことがなかったため、避難所の設営には苦労した。
- 避難所は、地元の婦人会や自治会の役員が中心となって運営してもらった。村としては運営そのものについては特に関与せず、物資の確保・供給が主たる任務であった。
- 県等からの救援物資としては、アルファ米やカップ麺など非常食の供給が多かったが、住民からは、地域の食生活の習慣から白米や野菜、漬け物などが求められた。
- 救援物資として、カップラーメンが多く送られてきたが、高齢になると普通サイズのもの全部食べられないので、ミニサイズのもの欲しいとの要望があった。
- 風呂場が1つであったため、男女で前半の部（17時～19時）と後半の部（19時～21時）に分けて入浴してもらっていた。前半と後半を1日ごとに変更して入ってもらっていた。
- 避難者が少なく、知り合い同士なので住民同士で部屋割りを決めていたので苦情がなかった。しかし同部屋でも世帯ごと等に、間仕切りがあればいいのではと感じた。
- 地域によっては避難をする際、高齢者は、総代・警察官・役場職員で家から避難所まで付き添った。食事、寝具の準備は各自自力で行なうことができおり、調理も自分たちで行った。
- 役場の保健師が、血圧測定・健康状態の観察・身体清拭の援助を要介護状態の高齢者に実施し、身体清潔の保持に努めていた。
- 子供連れの避難者の中には子供の泣き声を気にして避難所に入らず、車中で過ごす人がいた。
- 高齢者の中には、夜中のトイレ等で他人に迷惑をかけると避難しない住民がいた。

- 一時的に自宅に戻るときは、総代・警察官・役場職員が家まで一緒に送っていた。
- 子供同士が集まると、走り回ったりするため、お年寄りから「うるさい」とクレームを言われることもあり、子供の母親が対応に困っていた。
- 報道機関が避難所に取材に来ると、大半は、別室に移動され、なぜ、マスクのせいで、避難している自分達が、移動しなければならないのかと、クレームも寄せられた。
- 避難して1週間近くになると自宅に戻りたいなど、近隣の住民間でもストレスが発生し始めた。
- 避難所運営では、住民の団結はあったが、高齢者や性格的におとなしい人とリーダーシップのある人の間で、立場的に優劣がつき、立場の弱い人は、ストレスになり、避難所の外に出て過ごす人もいた。

3. 避難所での課題・問題点

- 通信手段の確保において、日ごろから無線機・避難所の電話の使用について確認を行っておく。
- 役場職員は、災害時、役場に集合して災害対応を行うため、避難所においては、鍵は大字で管理を行い、大字の判断で避難所を開設してもらうことも必要である。
- 災害時、水の確保（トイレ等）が必要である。
- 避難者の誘導は、明るいうちに安否確認と並行して行なう。
- プライバシーの保護も重要な課題であるため、パーティションなどの仕切りが必要である。
- 災害時、初めて来た施設では、建物に何があるかすぐに把握できなかった。（機械操作など建物の管理ができる人がいない。）
- 救援物資の配給等について、避難住民と避難していない住民との対応に苦慮した。大字内で警戒区域の設定と未設定があったため。
- 住民基本台帳と実際の居住者とが必ずしも一致しないため、その避難所にだれが避難しているのかを把握するためには実際に出向いて避難者名簿を確定しなければならなかった。一次的に帰ってきている人や入院しておりその時点ではいない人などもあり、実際の避難者を把握するのはかなり時間がかかった。

4. 今後の災害に備えるために教訓または提言

- 災害時は、行政と地域との連携が必要なため、普段から近隣住民との信頼関係を築き、避難所運営の協力を要請できるような良好な関係を築いておく。避難所運営は、一人で運営できない。
- 防災訓練も日ごろから行なう必要がある。
- 誰もが、快適に避難所を利用してもらうため、子供の遊ぶスペースを確保できれば、周囲の避難者に迷惑がかからない。
- 定期的に、避難所に備え付けの物品の使用が可能か、確認を行ない、使用可能な状態にしておく。併せて、衛星携帯電話等の通信手段に関する物品の点検も日ごろから行う。
- 保健師等が訪問し、話を聞いてもらうことで安心するという住民の声があった。
- 要介護で、土砂災害警戒区域内等にある住民には、日頃の介護サービスを提供する機会をとらえて、避難所で受けられる援助と受けられない援助を前もって説明しておく。
- 部屋割りなどは最初にできるだけ住民同士話をさせて決めてもらうほうがよい。決める時間がなければ、後からでも住民と話をしてできるだけ不満の出ないような割り振りにしていく必要がある。
- 住民基本台帳と実際の居住者との突合が是非とも必要と考える。モデル地区を選定し実際に突合して名簿を整理し、作成した名簿をどう利用するのかといった課題について検討していきたい。有効であれば全村に広げていく予定である。
また、この情報を地元役員との間でどう共有していくのかということも課題である。